

見附市告示第 9 1 号

見附市介護保険法施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 9 日

見附市長 稲 田 亮

見附市介護保険法施行細則の一部を改正する細則

見附市介護保険法施行細則（平成 2 0 年見附市告示第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式（裏）、別記第 2 5 号様式（裏）、別記第 2 6 号様式（裏）及び別記第 3 6 号様式（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この細則の施行の際、現に使用されている改正前の細則に定める様式については、当分の間、使用することができる。